

## 県学生寮入寮者募集

(勸)福島県学生寮では、平成十一年四月一日からの入寮者を次により募集します。

### 一 募集人員

- 男子寮 三十名程度
- 女子寮 十名程度

### 二 応募資格

- 福島県出身者(原則として県内の高等学校出身者で、現に父母又はこれに準ずる者が県内に居住していること)であること
- 学校教育法による大学(短期大学を含む)に平成十一年度入学を予定する者(夜間部学生は除く)であること
- 人物及び健康状態が良好で共同生活を営むに適する者であること

### 三 必要経費

- 父子寮(全室 個室)
  - 入寮寄付金 三五、〇〇〇円
  - 寮使用料 月額 一九、五〇〇円
  - 光熱水費 月額 三、〇〇〇円程度
  - 食費など 月額 二、〇九〇円程度
  - 女子寮(二室 二名)
    - 入寮寄付金 三五、〇〇〇円
    - 寮使用料 月額 一八、〇〇〇円
    - 光熱水費 月額 一、五〇〇円程度
    - 食費など 月額 二、一五〇円程度
- ※必要経費の金額は、学生寮運営の収支状況により改定する場合があります。

### 四 申込手続

- 次の申込み用紙を所属(出身)高校、県教育庁各教育事務所又は県教育庁高等学校教育課で交付を受けて、必要事項を記入のうえ、所属(出身)高校に提出してください。
- (一) 入寮申込書
  - (二) 入寮申込書
  - (三) 調査書
  - (四) 大学合格通知書の写し
- なお、高等学校合格年度卒業者は、国公立病院、総合病院又は保健所が発行した健康診断書も併せて提出してください。
- 五 申込先(問い合わせ先)
    - 〒九六〇一八六八八
    - 福島市杉妻町二番十六号
    - 福島県教育庁高等学校教育課内
    - (勸)福島県学生寮事務局
    - 電話〇二四一五二一一七七七五
  - 六 入寮申込期間など
    - 申込受付期間

平成十年十二月十四日  
平成十一年二月十日  
書類選考 平成十一年二月下旬  
面接選考 平成十一年三月上旬  
● 入寮許可通知  
仮決定 平成十一年二月下旬  
本決定 平成十一年三月中旬  
● 入寮手続期間  
平成十一年四月一日  
平成十一年四月十日

### 七 所在地

- (一) 男子寮
  - 千葉県松戸市松戸六三八一四
  - 上野駅より常磐線松戸駅東口下車徒歩十分
- (二) 女子寮
  - 東京都渋谷区幡ヶ谷三の七二の九
  - 新宿駅より京王線笹塚駅下車徒歩十五分

※各寮には、それぞれ寮長・寮母が住み込んでいます。  
※食事は、日曜日・祝日を除き朝夕二食です。

### 平成十年度 文部大臣表彰(追加)

#### ▲ 社会教育関係 ▼

- ◇ 視聴覚教育功労者表彰
  - ◎ 長谷川三雄
- ◇ (元)福島県視聴覚教育協議会会長
  - ◎ PTA 活動振興功労者表彰
  - ◎ 山岸 清
  - (前)福島県PTA連合会会長
  - ◎ 小林 英治
  - (前)福島県養護教育学校PTA連合会会長
  - ◎ 先崎 正長
  - (元)福島県PTA連合会副会長

## チャイム



早尾 勝 男

### 共に生きるということとは

私の障害者との出会いは、会社経営がようやく軌道に乗り出した

十数年前のことです。聴覚障害と知的障害を併せもつT男を前に私は何をどうしてよいかわからずいたずらに戸惑い不安でいっぱいでした。しかし、「この子が我が子だったら」という思いで夢中になつて仕事を教え、共に働いてきました。幸い従業員も皆同じ気持ちをもつてくれ感謝しております。私は、共に生きるということとは親も子も障害に甘えることなく、互いに自分の力を精一杯發揮して生きることを思います。それが、その人の生命の尊厳であり、人格の尊重ではないかと思うのです。

今、私は二年後に新しい会社とグループホームを設立する計画を立て着々と実現に向かっています。そこには、十名以上の障害者を迎え、五、十年後には、それぞれが自宅から、アパートから通勤できるような障害者の社会参加・自立プランに取り組んでいます。障害者の人生が、より豊かなものとなるためには、親・学校・社会が深い信頼感と強い連携・協力をし合い、それぞれの力を出し合うことが大切と考えています。

(南)クリーニングラビット  
代表取締役